

標準レンタカー賃渡約款改正 新旧対照表

2020年(令和2年)6月1日

■ 標準レンタカー賃渡約款改正 新旧対照表(2020年(令和2年)6月1日)

標準レンタカー賃渡約款(改正前)		標準レンタカー賃渡約款(改正後)	
		改正部分の解説	
(約款の適用)		(約款の適用)	
第1条 1 省略		第1条 1 変更なし	第1条 第2項 改正 ・「約款」が「標準レンタカー賃渡約款」を指すことを明確にしたもの。
2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般的な慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。		2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般的な慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。	
第1章 総 則		第1章 総 則	
(約款の適用)		(約款の適用)	
第1条 1 省略		第1条 1 変更なし	第2条 第1項 改正 ・「約款」が「標準レンタカー賃渡約款」を指すことを明確にしたもの。
2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般的な慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。		2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般的な慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。	
第2章 予 約		第2章 予 約	
(予約の申込み)		(予約の申込み)	
第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。		第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。	第2条 第1項 改正 ・「約款」が「標準レンタカー賃渡約款」を指すことを明確にしたもの。
2 省略		2 変更なし	
第3条 省略		第3条 変更なし	
(予約の取消し等)		(予約の取消し等)	
第4条 1～4 省略		第4条 1～4 変更なし	第4条 第5項 改正 ・民法に合わせた表現に変更したもの。
5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めにもよらない事由により賃渡契約が締結されなかつたときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。		5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めにもよらない事由により賃渡契約が締結されなかつたときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。	
(代替レンタカー)		(代替レンタカー)	
第5条 1～3 省略		第5条 1～3 変更なし	第5条 第4項、第5項 改正 ・民法に合わせた表現に変更したもの。
4 前項の場合において、第1項の賃渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより賃約金を支払うものとします。		4 前項の場合において、第1項の賃渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより賃約金を支払うものとします。	
5 第3項の場合において、第1項の賃渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。		5 第3項の場合において、第1項の賃渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。	

標準レンタカーレンタル料金（改正前）		標準レンタカーレンタル料金（改正後）	
改正部分の解説			
第6条～第8条 省略		第6条～第8条 変更なし	
(賃渡契約の締結の拒絶)		(賃渡契約の締結の拒絶)	
第9条 1 省略	1 変更なし	第9条 1 変更なし	2 (1)～(5) 省略
(6) 当社との取引に關し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行ひ、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。	(6) 当社との取引に關し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行ひ、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。 若しくは言辞を用いたとき。	第9条 第2項 第6号 改正 ・重複した表現を改め、わかりやすくしたもの。	
3 省略	(7)、(8) 省略	3 変更なし	
第10条～第17条 省略		第10条～第17条 変更なし	
(違法駐車の場合の措置等)		(違法駐車の場合の措置等)	
第18条 1～4 省略		第18条 1～4 変更なし	
5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。	5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。	第18条 第5項 改正 ・契約を交わしていない運転者に対し、駐車違反違約金が含まれる「駐車違反関係費用」の支払いを求めるることは難しいから、「運転者」の文言を削除したもの。	
(1) 放置違反金相当額		(1) 放置違反金相当額	
(2) 当社が別に定める駐車違反違約金		(2) 当社が別に定める駐車違反違約金	
(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用		(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用	
6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたときは、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカーアー協会情報システム（以下「全協システム」といいます。）に登録する等の措置をとります。	6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたときは、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカーアー協会情報システム（以下「全協システム」といいます。）に登録する等の措置をとります。	第18条 第6項 改正 ・契約を交わしていない運転者に対し、駐車違反違約金が含まれる「駐車違反関係費用」の支払いを求めるることは難しいから、「運転者」の文言を削除したもの。	
(1) 放置違反金相当額		(1) 放置違反金相当額	
(2) 当社が別に定める駐車違反違約金		(2) 当社が別に定める駐車違反違約金	
(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用		(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用	
7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けけることができるものとします。	7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けれることがあります。	第18条 第7項 改正 ・契約を交わしていない運転者に対し、駐車違反違約金が含まれる「駐車違反関係費用」の支払いを求めるることは難しいから、「運転者」の文言を削除したもの。	
8 第6項の規定にかかるらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全協システムに登録したデータを削除するものとします。	8 第6項の規定にかかるらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全協システムに登録したデータを削除するものとします。	第18条 第8項 改正 ・第18条第6項、第7項の改正に伴い、「運転者」の文言を削除したもの。	

標準レンタカー賃借約款（改正前）		標準レンタカー賃借約款（改正後）	
		改正部分の解説	
9	借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。	9 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。	第18条 第9項 改正 ・第18条第6項、第7項の改正に伴い、「運転者」の文言を削除したもの。 ・「駐車関係費用」となっていたものを「駐車違反関係費用」に修正したもの。
10	省略	10 変更なし	
第5章 返 還		第5章 返 還	
(返還責任)		(返還責任)	
第19条 1、2 省略	第19条 1、2 変更なし	3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わぬものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。	第19条 第3項 改正 ・民法に合わせた表現に変更したもの。
3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借用条件に適合していないことにより起因する場合は、新たな賃借契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。	3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借用条件に適合していないことにより起因する場合は、新たな賃借契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。	第20条～第26条 変更なし	第27条 第3項 改正 ・民法に合わせ、わかりやすい表現に変更したもの。
(使用不能による貸渡契約の終了)		(使用不能による貸渡契約の終了)	
第27条 1、2 省略	第27条 1、2 変更なし	3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たに賃借契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。	第27条 第5項 改正 ・民法に合わせ、わかりやすい表現に変更したもの。
4 省略	4 変更なし	5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の賃借料金から、賃借しながら貸渡契約の終了までの期間に対応する賃借料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。	第27条 第11項 改正 ・債務不履行による損害賠償と不法行為による損害賠償とが混在していることから内容を整理し、借受人又は運転者がレンタカーに損害を与えたときに、借受人からレンタカー会社に代り責任を負う損害賠償（債務不履行による損害賠償）に切り替えるもの。
5 生じた場合は、当社は、受領済の賃借料金から、賃借しながら貸渡契約の終了までの期間に対応する賃借料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。	6 変更なし	6 省略	第28条 第11項 改正 ・「無過失」の文言を民法に合わせた表現に変更したもの。
第7章 賠償及び補償		第7章 賠償及び補償	
(賠償及び営業補償)		(賠償及び営業補償)	
第28条 借受人は、借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第34条第1項の規定に基づく代理賃渡しを受けているレンタカーを含みます。)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。	第28条 借受人が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、借り受けたレンタカーの使用に關し、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第34条の規定に基づく代理賃渡しを受けているレンタカーを含みます。)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。		

標準レンタカー賃貸約款（改正前）		標準レンタカー賃貸約款（改正後）	
改正部分の解説			
2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できることによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。 払つものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。	2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用してできないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。 3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー（第34条の規定に基づく代理販渡しを受けているレンタカーを含みます。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。	第28条 第2項 改正 ・借受人又は運転者がレンタカーの使用に関する第三者及びレンタカーカー会社に対し与えたときの損害賠償（不法行為による損害賠償）について規定したもの。不法行為による損害賠償のため、運転者もその対象とした。	第28条 第3項 新設 ・借受人又は運転者がレンタカーの使用に関する第三者及びレンタカーカー会社による損害賠償（不法行為による損害賠償）について規定したもの。不法行為による損害賠償のため、運転者もその対象とした。
（保険及び補償） 第29条 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。 (1) 対人補償 1名につき 万円（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。） (2) 対物補償 1事故につき 万円（免責金額 万円） (3) 車両補償 1事故につき時価額（免責金額 万円、ただし、は 万円） (4) 搭乗者補償 1名につき 万円 搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行わられる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。	（保険及び補償） 第29条 借受人が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。 (1) 対人補償 1名につき 万円（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。） (2) 対物補償 1事故につき 万円（免責金額 万円） (3) 車両補償 1事故につき時価額（免責金額 万円、ただし、は 万円） (4) 搭乗者補償 1名につき 万円 搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行わられる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。	第29条 第1項 改正 ・第28条の改正に伴い変更したもの。 第29条 第3項 新設 ・第28条第3項の新設に伴い、「運転者」の文言を追加したもの。	第29条 第1項 改正 ・第28条第3項の新設に伴い、「運転者」の文言を追加したもの。
2 省略 3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人の負担とします。ただし、激甚災害に対する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があつた場合を除き、借受人はその損害を賠償することを要しないものとします。 4 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。	2 省略 3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人の負担とします。ただし、激甚災害に対する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があつた場合を除き、借受人はその損害を賠償することを要しないものとします。 4 前3項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。	第29条 第4項 改正 ・第28条第3項の新設に伴い、「運転者」の文言を追加したもの。	第29条 第4項 改正 ・第28条第3項の新設に伴い、「運転者」の文言を追加したもの。
5 省略	5 省略	5 省略	5 省略

標準レンタカー賃渡約款（改正前）		改正部分の解説	
第30条～第32条 省略	第30条～第32条 変更なし	第33条 第1項 改正 ・個人情報の登録及び利用の同意	第33条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によつて賃渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合	(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合	第33条 第2項 新設 ・不返還について個人情報保護法第23条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当することから、同意を得ていても、運転者の個人情報を全レ協システムに登録し、賃渡契約締結の際の審査に利用することを規定したもの。	第33条 第2項 新設 ・個人情報保護法第23条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当することから、同意を得ていても、運転者の個人情報を全レ協システムに登録し、賃渡契約締結の際の審査に利用することを規定したもの。
(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合	(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合	第34条 第1項 改正 ・表現を改めたもの。	第34条 第1項 改正 ・表現を改めたもの。
(3) 第23条第1項に規定する不返還があつたと認められる場合	(3) 第23条第1項に規定する不返還があつたと認められる場合	第34条 第2項 新設 ・代理賃渡し	第34条 第2項 新設 ・代理賃渡し
(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合	(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合	第10章 雜 則	第10章 雜 則
(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合	(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合	第10章 雜 則	第10章 雜 則
(3) 第23条第1項に規定する不返還があつたと認められる場合	(3) 第23条第1項に規定する不返還があつたと認められる場合	第35条 変更なし	第35条 変更なし
(個人情報の登録及び利用の同意)	(個人情報の登録及び利用の同意)		
第33条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によつて賃渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。	第33条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの人会員であるレンタカー事業者によつて賃渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。		
(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の賃渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。	(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の賃渡約款を適用するものであること。	(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の賃渡約款を適用するものであること。	(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の賃渡約款を適用するものであること。
(2) 賃渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。	(2) 提供をしたレンタカー事業者の賃渡約款が添付されているものであること。	(2) 賃渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。	(2) 賃渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。
(3) 提供をしたレンタカー事業者の賃渡約款が添付されているものであること。	(3) 提供をしたレンタカー事業者の賃渡約款が添付されているものであること。	(3) 提供をしたレンタカー事業者の賃渡約款が添付されているものであること。	(3) 提供をしたレンタカー事業者の賃渡約款が添付されているものであること。
2～4 省略	2～4 省略		

標準レンタカー賃貸約款 (改正前)		標準レンタカー賃貸約款 (改正後)	
改正部分の解説			
(消費税)		(消費税)	(消費税) 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。
第36条	借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む。）を当社に対して支払うものとします。	第36条	第36条 改正 ・表現を改めたもの。 第36条は消費税課税事業者のみが必要となる規定。 (消費税免除事業者は「消費税」の規定が不要のため、第36条が「 <u>消費税金</u> 」、第37条が「細則及び約款の掲示等」、第38条が「合意書等裁判所」についての規定となる。)
第37条	省略	第37条	第37条 变更なし
(細則)		(細則及び約款の掲示等)	第38条 第1項 变更なし 2 当社は、この約款及び前項の細則を当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。
第38条	第1項 省略	第38条	第38条 案文名 改正 ・第2項に約款の掲示について追記したことについて 伴うもの。 第38条 第2項 改正 今まで細則の掲示等に関する規定はあつたが、約款の掲示等に関する規定がなかつたため、規定したもの。
第39条	省略	第39条	第39条 变更なし
		附 則 本約款は、 <u>2006年(平成18年)</u> 4月1日から施行します。 附 則 本約款（一部改正）は、 <u>2007年(平成19年)</u> 12月1日から施行します。 附 則 本約款（一部改正）は、 <u>2012年(平成24年)</u> 6月1日から施行します。 附 則 本約款（一部改正）は、 <u>2014年(平成26年)</u> 6月1日から施行します。 附 則 本約款（一部改正）は、 <u>2018年(平成30年)</u> 4月1日から施行します。 附 則 本約款（一部改正）は、 <u>2019年(令和元年)</u> 6月1日から施行します。 附 則 本約款（一部改正）は、 <u>2020年(令和2年)</u> 6月1日から施行します。	